

商標権移転登録抹消登録請求事件：東京地裁平成 23(ワ)10370・平成 25 年 9 月 27 日（民 40 部）判決〈請求認容〉

【キーワード】

商標権の譲渡（会社法 362 条 4 項 1 号違反，356 条 1 項違反），権利の濫用

【主 文】

- 1 被告は，原告に対し，別紙商標権目録記載 1 ないし 4 の各商標権について，別紙移転登録目録記載 1 ないし 4 の各移転登録の抹消登録手続をせよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

【事案の概要】

本件は，原告が，原告代表者 A（以下「A」という。）の兄で平成 19 年当時原告の代表者の地位にあった訴外 B（以下「B」という。）が，別紙商標権目録記載 1 ないし 4 の各商標権（以下，同目録記載の番号に従って「本件商標権 1」などといい，これらを併せて「本件各商標権」という。また，上記各商標権に係る商標を，それぞれの番号に従って「本件商標 1」などといい，これらを併せて「本件各商標」という。）について，原告の代表者として，原告から被告に対し特定承継（譲渡）を原因とする別紙移転登録目録記載 1 ないし 4 の各移転登録（いずれも平成 19 年 5 月 24 日受付け，同年 6 月 6 日登録。以下「本件各移転登録」という。）をしたのは，会社法 362 条 4 項 1 号に定める重要な財産の処分ないし同法 356 条 1 項 2 号又は 3 号の利益相反取引に当たるところ，これは原告の取締役会の決議ないし承認を経ずに行われた無効な譲渡であり，B の個人会社である被告は明らかにこれを認識していたから，原告は譲渡の無効を被告に対抗できると主張して，被告に対し，本件各商標権についての本件各移転登録の抹消登録手続を求めた事案である。

1 前提事実（証拠等を掲げていない事実は当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者ら

ア 原告（株式会社アプロンアパレル）は，昭和 27 年 4 月 3 日に設立された，被服布帛の製造・販売等を業とする株式会社であり，被告（株式会社タップ）は，旧商号を「ギャラリータップ」とし，昭和 60 年 3 月 2 日に設立された美術品の販売及びリース，衣料用繊維製品の加工及び販売等を業とする株式会社である。

被告においては，平成 16 年 2 月 26 日以来，B の妻である C（以下「C」という。）が代表取締役に，B が取締役にそれぞれ就任しており，C 及び B のほかの会社役員は，C と B の子である D（取締役），E（監査役）である。

イ 原告は，昭和 24 年ころ，A 及び B の母親である亡 F（以下「亡 F」という。）が始めた縫製の内職に起源を有する。亡 F は，割烹着や白衣等の製造，

卸，販売業に事業を拡大し，昭和27年には事業を法人化することとし，埼玉県加須市に本店を置く原告（旧商号：日産被服株式会社）を設立した。その代表者には，亡Fの夫である亡G（以下「亡G」という。）が就任したが，亡Gは病気がちであったため，実質的には亡Fが原告を取り仕切っていた。

原告は，白衣等の製造，卸，販売を主たる事業とし，設立当初においては，亡Fらの家族経営であり，亡F，亡Gのほかは，子供たちなどの親族が中心で，近所の主婦にも手伝ってもらおうという形態であったが，徐々に外部の従業員を増やしていった。

亡G・亡F夫婦の長男であるBと二男であるAとは，亡G・亡Fのもとで原告の従業員或いは役員として，原告の仕事に従事した。

Bは，昭和40年前後には，原告の資金管理を任せられ，既に原告の実質的な経営者となっていたところ，昭和57年に亡Gが死亡したのを契機に，原告の代表取締役社長となった。なお，この際，Aも取締役役に就任した。

その後，平成9年には，亡Fも死亡した。

ウ 昭和30年代ころから，原告の業容拡大に伴って原告の関連会社が次々と設立されるようになり，まず，昭和39年には，株式会社アプロンワールド（旧商号：日産被服販売株式会社。以下「アプロンワールド」という。）が設立された。同社は，主として，原告製品の販売（東京都内のホテル，病院などが主たる販売先）を行っている。次に，昭和48年9月には，株式会社アプロン東京（以下「アプロン東京」という。）が設立され，同社は，主として，原告製品の小売，卸，福祉関連商品の販売を行っている。また，昭和51年10月には，株式会社サンアロー（以下「サンアロー」という。）が設立された。同社は，アプロンワールドにあった卸売部門を独立させたもので，主として，原告製品の全国の代理店への卸販売を行っている。

原告は，アプロンワールド，アプロン東京，サンアロー（以下，この3社を「アプロンワールド等」という。）を含めて「アプロングループ」と称している。〔甲5，44の1〕

エ 原告は，昭和59年ころから，防塵衣（塵芥が付着しにくい，精密機械工場や半導体製造工場での作業用制服）の製造を手がけるようになり，主として，Aがその責任者となった。昭和61年1月，原告の防塵衣の製造販売部門を独立させて，株式会社ガードナー（以下「ガードナー」という。）が設立された。

オ Cは，平成16年1月26日にサンアローの取締役役に，同年2月25日にアプロンワールド及びアプロン東京の監査役にそれぞれ就任している。〔甲2，3，4〕

(2) 本件各商標権の商標登録に至る経緯

原告は，平成9年3月12日までに，本件各商標権につき，商標登録を経て，その権利者となったが，その経緯は以下のとおりである。

ア 原告は，昭和40年ころからAの考案にかかる「up-RON」という標

- 章（読み方は「アプロン」）を，その製造する商品のネームに付するなどして使用していた。この標章は英語の「APRON」（日本語でいうエプロン）の「AP」の部分「up」に変え，間にハイフンを挟んだ造語である。
- イ その後，原告は，昭和50年代前半ころから，この「up-RON」を更に発展させた標章として，本件商標1と同一の標章を，原告が製造する白衣等の商品のネーム，梱包物，カタログ等に付するなどして使用していた。上記標章もAが考案した造語であって，原告は，同標章につき昭和55年11月12日に商標登録の出願を行い，昭和59年11月27日に本件商標1として商標登録がされた。〔甲7，8〕
- ウ 同様に，原告は，昭和55年ころから，本件商標2と同一の標章を，原告が製造する白衣等の商品のネームや梱包物，カタログに付するなどして使用している。上記標章についても，原告が，平成6年9月8日に商標登録の出願を行い，平成9年3月12日に本件商標2として商標登録がされた。〔甲9，10〕
- エ 原告は，本件商標3と同一の標章を，平成5年ころから，原告が製造する医療従事者向けの予防衣等のネーム，梱包物，カタログ等に付するなどして使用していた。上記標章についても原告が，平成5年6月11日に商標登録の出願を行い，平成8年4月30日に本件商標3として登録がされた。〔甲11，12〕
- オ 原告は，本件商標4と同一の標章を，平成5年ころから，原告が製造する医療従事者向けの白衣，エプロン等の商品のネーム，梱包物，カタログ等に付するなどして使用していた。上記標章についても原告が，平成5年6月11日に商標登録の出願を行い，平成8年10月31日に本件商標4として商標登録がされた。〔甲13，14〕
- カ 原告は，本件各商標の商標権者として，原告が製造する白衣等のネーム，梱包物，カタログ，ポスター等に本件各商標を使用していた。
- 特に，本件商標1（アプロン/AP-RON），本件商標2（アプロン白衣）の各商標については，原告が，昭和62年に自社の商号を変更するに際して「アプロン」という言葉を商号の一部に取り入れるなど，アプロングループにおいては，縫製品メーカーとして培ってきた信用と分かち難いものとなっている。

(3) 本件各商標権の移転登録

本件各商標権については，別紙移転登録目録記載1ないし4のとおり，いずれも特定承継による本件の移転を原因として，平成19年5月24日受付けで原告から被告に移転登録がされ，同年6月6日にその旨登録された。

原告から被告への本件各商標権の譲渡は，無償でなされ，これにつき原告の取締役会決議ないし承認は経ていない。

(4) 被告による他の商標登録

被告は，本件各商標権についての移転登録の受付けがされた日と同日の平成

19年5月24日に、以下の内容の商標権について、商標登録の出願をし、その商標登録を得た（以下「被告商標」という。甲18）。

登録番号 第5102943号
出願日 平成19年5月24日
登録日 平成20年1月11日
商標



商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

第10類 衣料用手袋

第25類 白衣，その他の被服，靴類

(5) 本件訴訟の提起とその後の経緯

原告は、平成23年3月30日に本件訴えを提起した。

原告は、平成23年5月20日付けで、特許庁に対し、被告商標は、本件商標1と類似の商標であり、本件商標権1についてされた別紙移転登録目録記載1の移転登録は無効であることを前提として、商標法4条1項11号違反を理由とする無効審判請求をしたが、同審判手続は、同年11月18日、本件訴訟の判決の確定を待つことを理由として、中止された。〔甲37，39〕

2 争点

(1) 会社法362条4項1号の適用の可否

ア 本件各商標権の譲渡は会社法362条4項1号に定める重要な財産の処分に当たるか

イ 会社法362条4項1号に定める取締役会決議を経ていないことについて被告は認識していたか

(2) 会社法356条1項2号又は3号の適用の可否

ア 本件各商標権の譲渡は会社法356条1項2号又は3号に定める利益相反取引に当たり、会社法365条1項に定める取締役会の承認を必要とするか

イ アについての被告の悪意

(3) 原告の権利行使が権利の濫用に当たるか

【判断】

1 証拠（甲1～54，乙1～7，証人O，証人B，原告代表者〔A〕，被告代表者〔C〕）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められ、同認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

(1) 原告は、昭和50年代半ばころから、本件商標1及び2を、原告が製造する白衣等の商品のネーム、カタログ等に付して使用するとともに、本件商標

3及び4についても、平成5年ころから医療従事者向け予防衣ないし白衣、エプロン等の商品のネーム、カタログ等に付して使用し、本件各商標権について、昭和59年ないし平成9年にかけて設定登録を経た。

本件各移転登録がされた平成19年当時においても、原告は、本件各商標権につき、本件商標1のうちの「AP-RON」の英文字について、製品のタグとして使用し、また、本件商標2のうち、「アプロン」部分にかかる字体を用いて、白衣等の商品の包装に付して、販売していた。

平成19年ころにおいて、原告を含めたアプロングループは、サービスユニフォームの分野で、業界第2位のシェアを占めており、その主力ブランドは「アプロン」であるとされ、原告はアプロングループの中心であるとされている。なお、被告商標のうちの「AP-RON」の文字部分についても、本件各移転登録時において、原告は白衣等の商品のタグ、包装に付して使用していた。〔甲35, 36, 54〕

(2) 平成19年3月において、原告の代表取締役はBであったところ、原告の取締役であるOが退任することとなり、その後任として、Aは、Aの配偶者、子息であるH、I、Jを選任することを求め、Bは、Bの子であるP（以下「P」という。）を選任することを求めたが、同年4月6日の原告の株主総会において、H、I、Jが取締役に選任され、Pは選任されなかった。また、B及びAは、同日に原告の代表取締役に就任し、同年5月18日にその旨登記された。

Bは、平成19年4月17日、Aに対し、同日付け「株式会社アプロンアパレル株主総会における質問書」を送り、同月6日に開催された原告の臨時株主総会においてAの配偶者や子息が原告の取締役に選任されたことについて、これらの者が取締役の職務を実際に遂行することになるのか、どのような形で取締役の職務を遂行するのか、報酬はどうなるのか等についての質問をした。

同年5月18日、AとBは、それぞれの代理人弁護士を交えて話し合い、Bの側では上記取締役の選任に反対であり、Bに経営を委ねてほしい旨の申入れをしたが、協議は物別れに終わった。そして、同日、H、I、Jについて、原告の取締役就任の登記がされた。

その直後である平成19年5月21日、BとCは、A、H、I、Jに一切相談することなく、本件各商標権の被告への移転を決め、その結果、本件各商標権についての本件各移転登録は、同月24日に受け付けられ、同年6月6日に登録された。〔甲33, 証人B21頁, 被告代表者9頁〕

(3) 平成20年7月8日、Bと、A及び原告訴訟代理人大塚弁護士らは交渉を行い、Bは、アプロンアパレルの商標がほしい旨の発言をし、同年9月2日のAらとの交渉においても同旨の発言をした。〔甲28, 30〕

この間、被告は、本件各商標権についての本件各移転登録と同時に原告から特定承継による本権の移転を受けた商標権（商標登録第4174203号、出願平成9年2月25日、登録平成10年8月7日、商標「APRONMAX」

アプロンマックス」〔標準文字〕)について、商標権登録の更新手続きを行わず、平成20年8月7日、存続期間の満了をもって失効させた。〔甲15, 16〕

(4) 平成22年1月26日に開催された原告の取締役会において、原告の取締役であるAから、本件各商標権についての被告への譲渡につき、Bに対し、譲渡の理由や対価の有無等についての質問がなされた後、Bは、原告の代表取締役から解職され、同じ取締役会において、B及びCを原告の取締役から解任する提案をするための臨時株主総会の招集が決議され、同年4月25日に臨時株主総会が開催されてB及びCは原告の取締役を解任された。

なお、上記平成22年1月26日の原告取締役会において、Bは、「アプロンという商標は、アプロングループが作って世間に広めたものであって、製造会社である原告が権利を持っているとか、何らかの請求権を持っているものとは思えない」と述べ、また、対価を支払ったかとの質問に対しては「支払った覚えはない」と述べ、さらに、被告の社長、株主構成等に対する質問に対しては、「社長はCであるが、株主構成は答える必要がない、タッグの内容を明らかにする必要はない」などと回答している。〔甲19, 20〕

(5) Bは、本件各商標権について、アプロングループにおいてはアプロンというブランドで全国展開する上で不可欠な権利であるとの認識を示し、また、Bの長男が仮に原告の取締役に就任する等のことがあれば、本件各商標権の移転はなかったのではないかと述べている。〔証人B, 33~34, 36頁〕

(6) Cは、平成19年4月の原告の株主総会で、Bが推すBとCの子であるPが取締役に選任されなかったことについてのAの対応に大変なショックを受けたと述べ、また、本件各商標権の譲渡が原告らとの関係に及ぼす影響等について、そうした実務的なことはみなBに任せていた旨供述している。Cは、本件各商標権の譲渡について、Aの側に伝わっていたかどうか等についてもよく憶えておらず、Aの側に隠していたこともないと思うなどとしている。Cは、本件各商標権の価値については、アプロングループ全体で育て上げたものであるとしている。〔被告代表者, 18, 24, 28~29頁〕

(7) 被告の株主は、平成18年ないし平成19年当時において、B, Cのほかは、いずれもB, Cの子であるE, D, P, Q, Rである。〔甲45, 乙1, 2〕

(8) アプロングループについて言及した文書に、被告がアプロングループである旨の記載をするものはない。〔甲5, 44の1, 2, 甲54〕

2 争点(1) ア(本件各商標権の譲渡は会社法362条4項1号に定める重要な財産の処分に当たるか)について

会社法362条4項1号は、重要な財産の処分につき、取締役会決議を要するとしているところ、ここにいう重要な財産に当たるか否かについては、当該財産の価値、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様及び会社における従来の取扱等の事情を総合的に考慮して判断すべきで

ある（最高裁平成5年(オ)第595号，同6年1月20日第一小法廷判決，民集48巻1号1頁参照）。

これを本件についてみると，前記1認定のとおり，本件各商標権は，原告において昭和50年代半ばころから原告の主力商品である白衣等の商品やカタログ等に付されて使用されてきたものであり，特に本件商標1及び2のうち，「AP-RON」ないし「アプロン」の部分は，本件各移転登録時においても，実際に原告の商品に付され，使用されていたものであること，平成19年ころにおいて，原告を含めたアプロングループは，サービスユニフォームの分野で，業界第2位のシェアを占めており，その主力ブランドは「アプロン」であるとされていたこと，原告においては，白衣等の売上げが事業の中心を占めており，それが原告における財産価値や会社の総資産に占める割合は大きいこと，また，本件各商標権を保有することは，主力ブランドである「アプロン」商標の持つ自他識別力・品質保証機能等のため，特に重要であること，BとAは，平成19年3月ころから，取締役選任を巡って対立し，被告が，本件各移転登録の申請と同時に，「AP-RON」の字体を含む被告商標の登録を申請するに及んだ状況においては，本件各商標権は，原告がそれまで通りの製品販売を行う上で，重要な位置を占めるに至っていたこと，加えて，本件各商標権の処分行為の態様についても，被告は単なる資産管理会社であって，しかも対外的にアプロングループ傘下の会社とみなされていないことから，本件各商標権を保有する具体的必要は何ら認め難いにもかかわらず，原告から被告への本件各商標権の移転は何らの条件も付すことなくしかも無償で行われたこと，以上の事実を総合すると，サービスユニフォームの分野でアプロンの商品名で事業を営む原告において，本件各商標権は極めて重要な財産であると認めるのが相当であり，会社法362条4項1号にいう「重要な財産」に当たるものというべきである。

この点について被告は，アプロングループにおいて本件各商標権を保持する限り，何ら原告の業務遂行に影響を与えるものでもなく，重要な財産の処分には当たらない旨主張する。

しかし，上記のとおり，本件各商標権を保持する必要性や，被告が被告商標の登録申請を行っていること，BとAとの対立の状況を踏まえれば，原告にとって，原告自らが本件各商標権を保有することが重要であって，仮に被告の主張するとおり被告がアプロングループに属するものとしても，アプロングループにおいて本件各商標権を保持しているだけではもはや意味がないことは明らかというべきである。

したがって，被告の上記主張は採用することができない。

3 争点(1) イ（会社法362条4項1号に定める取締役会決議を経ていないことについて被告は認識していたか）について

次に，本件各商標権の譲渡につき，原告において取締役会決議を経ていないことについての被告の認識につき検討する。

前記認定事実によれば，被告は，Bの妻であるCが代表者であり，被告の役

員，株主もみなB，Cとその子らで構成されていること，Cは，アプロングループの取締役，監査役にも就任していたこともあること，Cは，被告の実務をBに任せていたのであって，被告の実質的な経営者はBであると認められること，本件各移転登録がなされる数か月前である平成19年3月ころから，原告の取締役就任について，BとCの子であるPと，Aの妻子の就任の問題を巡っては，結局Aの妻子が取締役となり，Pの取締役就任が叶わなかったことについて，Aの対応にはCもショックを受けたこと，その直後である平成19年5月21日に，BとCはA側に一切相談することなく本件各商標権の被告への移転を決めたこと，本件各商標権は，アプロングループ全体で築いてきた価値のあるものであることについてCも認識していたにもかかわらず，本件各商標権の移転は，対価を全く伴わない無償での譲渡という著しく不自然な形態のものであったこと，しかも，被告の側で，原告に対し，これら商標権の移転を受けた後にはこれを原告ないしアプロングループのため使う実効性ある計画を示すなど，原告取締役会の上承を得るべく事前の説明をした事実等が全く認められないこと，このような状況のもとにおいて，原告の取締役会の構成からすれば，原告取締役会の決議が得られる見込みのあるものでないことはCにおいても当然予測可能であったといえること，以上の事実を総合すると，本件各商標権の譲渡について，原告において必要な取締役会決議を経ていないことについて，被告は悪意であったものと認めることができる。

そうすると，原告は，本件各商標権の譲渡につき取締役会決議を経ていないことを認識していた被告に対し，本件各商標権の譲渡の無効を主張することができるというべきである（最高裁昭和36年(オ第1378号，同40年9月22日第三小法廷判決，民集19巻6号1656頁参照）。

4 争点(2)（会社法356条1項2号又は3号の適用の可否）について

次に，本件各商標権の被告への譲渡につき，原告の代表取締役であるBにおいて，利益相反取引に当たるかについて判断する。

取締役と会社との間に成立すべき利益相反取引については，会社は，同取締役に対して，取締役会の承認を受けなかったことを理由として，その無効を主張し得るが，取締役が会社を代表して自己のためにした会社以外の第三者との取引については，その第三者が取締役会の承認を受けていなかったことについて悪意であるときに限り，その無効を主張し得るというべきである（最高裁昭和42年(オ第1327号，同43年12月25日大法廷判決，民集22巻13号3511頁参照）。

これを本件においてみると，前記認定事実によれば，被告の代表者はBではなく，その妻であるCではあるものの，Bはその取締役で株主でもあること，Cは被告の実務はBに任せていたとしていること，被告の役員，株主もみなBとCの子であること等からすると，被告は，実質的にはBが支配する会社であるといえ，原告の代表取締役であったBが，原告の代表者として，自らが実質的に支配する被告に対し本件各商標権を無償で譲渡する行為は，利益相反取引

に該当するものと認めるのが相当である。

そして、被告が本件各商標権の譲渡につき、取締役会の承認を得ていないことにつき、被告が悪意であったことは、前記3で説示した理由と同様に、これを認めることができる。

5 争点(3) (原告の権利行使が権利の濫用に当たるか) について

被告は、原告の本訴請求は権利の濫用である旨主張し、これにつき、原告は時機に後れた攻撃防御方法であり却下を求め、権利濫用であることは争うと主張している。

そこで検討するに、まず、被告による権利濫用の予備的主張が提出されたのが、本件口頭弁論終結期日当日に法廷で提出された準備書面に記載されたものであることなどからすると、原告が時機に後れた攻撃防御方法であると主張することは十分に理由があるとは認められる。

その点はひとまず措くとして、被告が主張するところの、原告が本件各商標権についての本件各移転登録が抹消された場合に、被告商標の使用の差止めを求める意図であるとするのが権利の濫用に当たるとする趣旨については、十分に了解可能とはいえないばかりか、上記認定事実に照らせば、本件各商標権は原告にとって重要な財産であり、本件各商標権の被告への無償譲渡がされた事実は、原告の経営に重大な影響を与える行為であって、原告の取締役会の決議ないし承認を経ていないことにつき悪意である被告に対し、本件各移転登録の抹消登録手続をすることを求めることは正当な権利行使であって、十分に理由があるものといえる。前記認定のとおり、Bは、本件各商標権につき本件各移転登録がなされたことを原告の取締役であるAらに長く秘し、これが発覚した後も、その経緯について合理的な説明をしなかったばかりか、本件各商標権と同時に移転登録を受けた関連商標(登録第4174203号)を被告において失効させていることなどに照らしても、原告の請求が権利の濫用に当たるものとは到底認められないというべきである。

6 以上によれば、本件各商標権についてなされた本件各移転登録は無効であり、原告はこれを被告に対抗できるから、原告は、被告に対し、本件各商標権につき、本件各移転登録の抹消登録手続を求めることができるというべきである。

7 結論

よって、原告の請求はいずれも理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. この事案は、わが国の終戦後の昭和24年に、本件の当事者である弟Aと兄Bとの母親Fが始めた縫製の内職を起源とし、割烹着や白衣等の製造、卸、販売に事業を拡大し、昭和27年には事業を法人化して原告会社を設立した。この最初の会社の代表者は、Fの夫のGであったが、実質的には妻Fが原告を

取り仕切っており、GとF夫婦の長男Bと二男Aは、原告の従業員又は役員として原告の仕事に従事していた。Bは昭和40年頃には原告の資金管理を任せ、すでに実質的な経営者となっていたところ、昭和57年にGが死亡したのを契機に、原告の代表取締役社長となったが、この際、Aも取締役就任した。その後、平成9年にはFも死亡した。

原告は、昭和30年代から業務拡大によって原告の関連会社が次々と設立し、アプロンワールド、アプロン東京、サンアローを含めて「アプロングループ」と称していた。

原告は昭和59年頃から、防塵衣の製造を手掛け、主としてAがその責任者となったが、昭和61年1月、原告の防塵衣の製造販売部内を独立させ、株式会社ガードナーを設立した。Bの子のCは、平成16年1月26日にサンアローの取締役などに就任した。

このように、原告及び被告の代表者とその子らとが、原告と被告の各社において絡んで、多くの関連会社の経営がなされていたが、その標的になったのが、長年使用していた登録商標であったのである。

そこで、本件登録商標4件は、いずれも特定承継（譲渡）による本件商標権の移転を原因として、特許庁に平成19年5月24日受付で原告から被告への移転登録申請がなされ、同年6月6日にその登録はなされたのであるが、本件各商標権の譲渡は無償でなされ、かつ原告の取締役会の決議ないし承認は経ていなかったのである。

2. そこで、原告はこのような被告の行為に対し、特許庁に、本件商標権4件の移転登録は無効であるとの審判請求をしたところ、この審判手続は同年11月18日に本件訴訟の判決の確定を待つことを理由に中止された。

本件の争点は、被告の代表者Aが原告に無断で原告の前記登録商標4件を被告宛に譲渡移転した行為は、会社法362条4項1号および同法356条1項2号又は3号に該当する違法行為であるか否かの判断にあった。

(1) 争点1は、まず本件各商標の譲渡は、会社法362条4項1号に定める「重要な財産の処分」に当たるか否かの点にあった。これについて、最高判平成6年1月20日一小判決は、「当該財産の価値、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様及び会社における従来の取扱等の事情を総合的に考慮して判断すべきである。」と判断していることに照らして東京地裁は検討した。

その結果、裁判所は、過去の事情関係を総合し、サービスユニフォームの分野でアプロンの商品名で事業を営む原告においては、本件各商標権は極めて重要な財産であると認めるのが相当で、会社法362条4項1号にいう「重要な財産」に当たるものと認定した。そして、原告が本件商標権を保持する必要性やBとAとの対立の状況を踏まえれば、原告にとっては、自らが本件商標権を保有することが重要であると認定し、被告の主張は全部退けられたのである。

次に、裁判所は、本件商標権4件の移転登録は、会社法362条1項に定める取締役会決議を経ていないことについて、被告は認識していたかについて検討した。

その結果、裁判所は、当時の原告の取締役会の構成からすれば、取締役会の決議が得られる見込みのあるものではないことをBの妻Cにおいては当然予測可能であったといえることを総合して、本件各商標権の譲渡については、原告における必要な取締役会決議を経ていないことについて、被告には悪意があったと認定したのである。すると、原告はそのような被告に対し、本件各商標権の譲渡の主張をすることができるかと判示したのである。

(2) 争点2は、本件各商標権の被告への譲渡行為が、原告の代表取締役であるBにあって利益相反取引をしたことになるのかの点にあった。

これについて裁判所は、被告は実質的にはBが支配する会社であっても、原告の代表取締役のBが原告の代表者として、自らが実質的に支配する被告に対し、本件各商標権を無償で譲渡した行為は、利益相反取引に該当すると認定したのである。問題は、代表者個人の利益ではなく、法人である会社の利益いかにあるからである。

3. さらに、争点3となったが、被告は、原告の本訴請求は権利の濫用であると主張したことに対し、原告は、それは時機に後れた攻撃防御方法であるから却下を求めたところ、裁判所は原告の主張を認めたのである。被告のその主張は、予備的主張であったが、本件口頭弁論終結期日当日に法廷で提出された準備書面に記載されたものであったから、その時点ではも早、時機に後れた主張といわれても仕方のないことであったのである。

本判決にあっては、原告による請求を認容した理由について、争点(3)についての判示をひとまず措いて記述している部分が、本事件に対する結論としてまとめられている点である。

しかしながら、身内どうしである原告(Aが取締役)と被告とが、原告が保有する商標権の帰属をめぐる争わなければならない真意は一体何だろうか。

身内間の争いとはいえ、商標権という当事者にとっては経済的価値の大きい無体財産権の帰属をめぐる、やや奇妙奇天烈な争いではあるが、その実体はもっと泥々した事実が展開していたのであろう。

〔牛木 理一〕

(別紙)

商標権目録

- 1 登録商標 登録番号 第1730052号
出願日 昭和55年11月12日
登録日 昭和59年11月27日
商標

アプロン
AP-RON

商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

第5類 失禁用おしめ

第9類 事故防護用手袋，防じんマスク，防毒マスク，溶接マスク，防火被服

第10類 医療用手袋

第16類 紙製幼児用おしめ

第17類 絶縁手袋

第20類 クッション，座布団，まくら，マットレス

第21類 家事用手袋

第22類 衣服綿，ハンモック，布団袋，布団綿

第24類 布製身の回り品，かや，敷布，布団，布団カバー，布団側，まくらカバー，毛布

第25類 白衣，その他の被服

- 2 登録商標 登録番号 第3267787号
出願日 平成6年9月8日
登録日 平成9年3月12日
商標

アプロン白衣

商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

第25類 白衣

3 登録商標 登録番号 第3143104号
出願日 平成5年6月11日
登録日 平成8年4月30日
商標

KOKINBOY

商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

第25類 洋服，コート，セーター類，ワイシャツ類，寝巻き類，下着，水泳着，水泳帽，エプロン，えり巻き，靴下，ゲートル，毛皮製ストール，ショール，スカーフ，足袋，足袋カバー，手袋，布製幼児用おしめ，ネクタイ，ネッカチーフ，マフラー，耳覆い

4 登録商標 登録番号 第3208918号
出願日 平成5年6月11日
登録日 平成8年10月31日
商標

MRSADIOS

商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

第25類 白衣，作業服，エプロン

(別紙)

移転登録目録

- 1 登録商標 登録番号 第1730052号(別紙商標権目録記載1)
移転登録 順位番号 甲区3番
登録原因 特定承継による本権の移転
受付年月日 平成19年5月24日
受付番号 010624
登録権利者 東京都台東区<以下略>
株式会社タップ
登録年月日 平成19年6月6日

- 2 登録商標 登録番号 第3267787号(別紙商標権目録記載2)
移転登録 順位番号 甲区2番
登録原因 特定承継による本権の移転
受付年月日 平成19年5月24日
受付番号 010624
登録権利者 東京都台東区<以下略>
株式会社タップ
登録年月日 平成19年6月6日

- 3 登録商標 登録番号 第3143104号(別紙商標権目録記載3)
移転登録 順位番号 甲区2番
登録原因 特定承継による本権の移転
受付年月日 平成19年5月24日
受付番号 010625
登録権利者 東京都台東区<以下略>
株式会社タップ
登録年月日 平成19年6月6日

- 4 登録商標 登録番号 第3208918号(別紙商標権目録記載4)
移転登録 順位番号 甲区2番
登録原因 特定承継による本権の移転
受付年月日 平成19年5月24日
受付番号 010625
登録権利者 東京都台東区<以下略>
株式会社タップ
登録年月日 平成19年6月6日